

# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する事業停止処分	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者に対する事業停止処分	・・・ 4

平成23年10月25日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京都 北自動車営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都新宿区西新宿2-8-1 (営業所) 東京都北区神谷3-10-6
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第24条第1項
(6) 違反行為の概要	平成23年1月5日に監査を実施したところ、点呼を実施していないものがあったことの違反が判明したもの。
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年10月25日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東鉄道 株式会社 土浦営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県土浦市真鍋1-10-8 (営業所) 茨城県土浦市川口2-7-26
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第21条第1項 他1件
(6) 違反行為の概要	平成22年12月3日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置について不適切であったこと、他1件の違反が判明したものの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年10月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 中本商会                      本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区平塚1-20-10 (営業所) 東京都品川区平塚1-20-10
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止              20日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第24条 他3件
(6) 違反行為の概要	平成23年1月13日及び平成23年2月18日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他3件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数              2点 当該事業者の累積点数    2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年10月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 フィールドサービス 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区新木場2-11-2 (営業所) 東京都江東区新木場2-11-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成23年6月15日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年10月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	古暮 通明 (未来交通) 太田営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県足利市粟谷町140-2 (営業所) 群馬県太田市東新町412-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 65日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条 他8件
(6) 違反行為の概要	平成22年11月25日及び平成22年12月9日に監査を実施したところ、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する運送を行っていたこと、他8件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年10月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	日本中央交通 株式会社 館林営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県高崎市島野町字花王寺1322 (営業所) 群馬県館林市赤生田町字山田642-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	平成23年4月8日に監査を実施したところ、届出をしないで事業計画(営業所に配置する事業用自動車の数)の変更を行っていたことの違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年10月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 飛鳥陸送 佐倉営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県佐倉市井野1414-5-116 (営業所) 千葉県佐倉市小竹1302-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 35日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項 他3件
(6) 違反行為の概要	平成23年2月9日に監査を実施したところ、 運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと、他3件の違反が判明した もの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年10月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 WORLD CABIN千葉営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 北海道札幌市東区北三十八条東1-1-15 (営業所) 千葉県香取郡多古町十余三281-14
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条 他9件
(6) 違反行為の概要	平成23年2月15日に監査を実施したところ、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する運送を行っていたこと、他9件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年10月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	新光タクシー 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県芳賀郡益子町大字益子1538 (営業所) 栃木県芳賀郡益子町大字益子1538
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第28条の2第1項 他7件
(6) 違反行為の概要	平成23年1月18日に監査を実施したところ、運行指示書を作成していなかったこと、他7件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成23年10月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成23年10月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	国本企画交通 株式会社 本社営業所
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県宇都宮市新里町丁1182-6 (営業所) 栃木県宇都宮市新里町丁1182-6
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 55日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第1項 他3件
(6) 違反行為の概要	平成23年2月17日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他3件の違反が判明したもの
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)